

事業主の皆様



女性活躍推進 始めてみませんか??

急速な人口減少による人手不足が懸念される中、企業においては、人材の多様性（ダイバーシティ）を確保し、意欲のある全ての人の力を活用することが必要です。

女性活躍推進はダイバーシティ経営の第一歩です。女性が活躍できる職場環境づくりは、誰もが働きやすい職場づくりにつながります。

女性活躍推進に取り組むメリット

採用や昇進における性別の偏りを見直す

- **優秀な人材の確保**及び**従業員のモチベーションと能力の向上**につながります。



人材確保・定着

仕事の内容や働き方を見直し、業務を効率化する

- **長時間労働や休日出勤が抑制**され、仕事と家庭の両立がしやすくなります。
- 仕事以外の時間を持つことで心と体がリフレッシュでき、**仕事への意欲向上**につながります。



仕事と家庭の両立

時差出勤や時短勤務、テレワークなどの制度を整える

- 柔軟に働き方を選択できるようになるため、**優秀な人材の定着**や**事業の発展**が期待できます。



柔軟な働き方

女性活躍に関する取組を広報する

- 女性活躍に取り組んでいる企業であることをPRすることにより、求職者や消費者からの**企業イメージの向上**が期待できます。

女性活躍推進法

常用労働者数 101 人以上の事業主は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画^{※1}の策定及び女性活躍に関する情報公表が義務化^{※2}されています（労働者数 100 人以下では努力義務）。

また、労働者数 301 人以上の企業では男女の賃金の差異の公表が義務^{※2}づけられるなど、社会全体で女性の活躍推進に向けた姿勢や取組が求められています。

※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画や女性活躍推進に取り組む企業の認証制度について、詳しくは裏面をご覧ください。

※2 令和 8 年 4 月 1 日より、情報公表の必須項目が拡大され、労働者数 101 人以上の事業主は「男女の賃金の差異」及び「管理職に占める女性労働者の割合」の公表が義務付けられました。

裏面もご覧ください

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析、課題に基づいた目標設定をし、取組を実施するための行動計画です。

行動計画では、計画期間、数値目標、取組内容、取組実施時期を定めます。

ステップ1

自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

ステップ2

行動計画の策定、社内周知、外部への公表

ステップ3

一般事業主行動計画を策定した旨の届出

ステップ4

取組の実施、効果の測定

ステップ1へ

行動計画の策定により、女性を始め、誰もが働きやすい職場環境づくりが進み、対外的なPRもできます。また、行動計画の策定には以下のメリットもあります。

- 八戸市の建設工事における加点評価（市内業者対象）
- 日本政策金融公庫の低利融資
- 青い森信用金庫の低利融資
- 公共調達における加点評価



女性が活躍する企業の証 えるぼし認定・プラチナえるぼし認定

女性活躍推進に関する取組状況が優良な企業は、都道府県労働局に申請することで、厚生労働大臣からえるぼし認定及びプラチナえるぼし認定を受けることができます。認定を受けた企業は求人票や広告などに認定マークを付けることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上などにつなげることができます。



認定の段階

えるぼし認定は、5つの評価項目のうち、基準を満たす項目数に応じて3段階あり、さらに、認定企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合は、プラチナえるぼしに認定されます。また、令和8年4月には、女性の健康支援に取り組む優良な企業を認定するえるぼしプラス認定とプラチナえるぼしプラス認定制度が創設されました。

令和8年6月現在、**八戸市内にはえるぼし認定企業が8社**あり（県全体では24社）、うち1社は**プラチナえるぼし認定企業**です。

評価項目

- 採用
- 継続就業
- 労働時間等の働き方
- 管理職比率
- 多様なキャリアコース

1段階目 (1つ星)



2段階目 (2つ星)



3段階目 (3つ星)



プラチナえるぼし (5つ星)



八戸市 市民連携推進課 男女共同参画推進室
電話 0178-43-9217 / FAX 0178-47-1485
Eメール renkei@city.hachinohe.aomori.jp

女性活躍推進についてもっと詳しくお知りになりたい方は、**右のQRコード**を読み込むか、**八戸市 女性活躍推進のススメ**で検索Q

